

第 5 章 今後の実施にかかる具体的な課題

1. より安全で適切な施術への諸課題

(1) 福祉関係者等とのチーム編成

介護保険制度のもとでは、チームケアということがその基本である。訪問理美容は介護保険制度の「横出しサービス」に位置づけられているが、この理美容サービスを円滑に行うためには、準備・介助・安全の観点から、看護婦・保健婦・ホームヘルパー等福祉関係の専門職チームとの緊密な連携とその活用ということが不可欠である。

特に、重度障害者等への理美容サービスの実施にあたっては、身体の安全確保のうえで、その連携体制の構築は重要である。

チーム編成としては、ホームヘルパーのみならず、対象者の要介護度ランクに応じてきめこまやかに編成することが必要と思われる。

在宅や施設において、医療管理が必要な場合も少なくはない(在宅酸素療法等)が、このような場合においては看護婦の同行も必要である。

また、理美容師自身がホームヘルパーの資格を有していれば、『自立』や『支援』と認定された高齢者に1人で施術は可能であろうし、反面、最重度の要介護高齢者の場合にはホームヘルパー資格者である理美容師が施術を担当するとしても、要介護のランク度を考慮した入念なチーム構成が考えられなければならない。

訪問理美容は、高齢者等への「介護予防・生活支援事業」として位置づけられてはいるが、施設や在宅の高齢者に対する訪問理美容の実施に伴う看護婦・保健婦・ホームヘルパー等の派遣は、市町村としては当然の支援・助成策と考えるべきであろう。

(2) 高齢者・障害者の身体的、精神的特性の理解と対応

訪問理美容において、高齢者や障害者の場合は、その身体的な状況から対応を誤ると事故につながる可能性がある。また、高齢者等の心理的な特徴を理解して対応しないと、精神的に傷つけてしまう恐れもある。

高齢者の老化や疾病に対する知識、介助技術、事故防止の方法を習得しておくことは、施術に当って安全で適切な対応をする上での必要かつ緊急な課題である。

① 高齢者の身体的機能の特徴として

視力・聴力・運動能力の低下、反射神経、平衡感覚の鈍化などがある。また、記憶力の低下、予知力・防衛反応・回復力・適応力の低下などがある。

② 高齢者の精神的機能の特徴として

心身の健康状態や経済的基盤の変化・社会的役割の喪失等の影響により、短気で怒りっぽくなる・疑い深くなる・物を捨てられない・頑固、わがまま、保守的になる・不安、寂しがる等の性癖が強くなる。

③ 高齢者に多い疾病として

脳卒中、骨粗鬆症・骨折、痴呆症、慢性関節リウマチ、パーキンソン病、脊柱管狭窄症、腰痛・膝関節症等があり、これらが身体の障害を誘発する原因となり、寝たきり状態に移行することが多い。

といったことなどの理解をふまえ、適切な介助技術、コミュニケーション手法などその対応方法を習得しておくことが重要である。

(3) 施術時の事故防止への対応

高齢者や障害者の場合は、予想をしなかった事故が生じたり、また、とくに在宅の高齢者や障害者の場合、必ずしも安全で快適な環境にあるとは言い難い。

したがって、在宅・施設ともにそのサービスの実施においては、次のような事柄にも配慮する必要がある。

① 高齢者・障害者に起こりやすい事故を防止するための技術の習得

高齢者は、いろいろな場面で、転倒による骨折事故や脊柱管狭窄症等頸部の圧迫等による障害事故が起こる可能性がある。このようなことを想定して老化や疾病に対する知識や事故防止法、介護、介助技術を身につけておくことは重要である。

また在宅の場合は、段差や手すりの問題など、足腰が弱くなったり障害を持った高齢者に十分に配慮された環境になっていない場合も少なくない。

施設の場合も、車椅子、エレベータでの移動といったこともあり、状況にあわせた事故防止法、介助技術が必要となる。

これらの知識・技術についても、実践的な訓練により体得しておく必要がある。

② チェックリストの作成と活用

高齢者や障害者に対し、安全で適切に理美容サービスをおこなうためには、チェックリストの活用が望ましい。

対象者の既往歴がわからないままに理美容サービスを行うことは、やはり、事故につながる可能性が高く、理美容師自身も不安を抱えての作業となる。

したがって、チェックリストは専門的知識にもとづく内容で、利用者の症状、状態を簡便に把握できるものとして作成するとともに、理美容師自身がチェックの結果の理解や有効活用が可能な知識レベルの向上に努めることが必要である。

③ 訪問理美容向けの設備・備品及び技術の開発

訪問による理美容サービスが円滑かつ効果的に行われるには、そのための最低限の設備・備品、用具が開発されるべきである。

特に虚弱高齢者や障害者は個別性が高いわけで、設備や道具については、利用者個々の状況に合ったものが理想である。

したがって、頸部の角度についても柔軟に対応できる設備、備品の開発といったことのほか、例えば「お湯をできるだけ使わないで行うシャンプー方法」を工夫する等の技術の開発も並行して行われなければならない。

(4) 施術マニュアルの作成

高齢者や障害者に対する理美容サービスの実施に当たっては、高齢者等の身体的・精神的特性や介護・介助の基本、事故の防止と施術上の留意点等について、各種の研修や講習によって知識の習得や理解の促進を図ることは重要である。

同時に、個々の理美容師の技能差、経験差をできるだけ解消し、知識・技能を均一化して確実に定着を図るためには、その啓蒙・指導書として高齢者等への施術にかかるマニュアルを作成することが望ましい。

マニュアルの内容としては、次のような事項が考えられる。

- ① 予約時の問診
- ② 高齢者等の身体的、精神的特性
- ③ 高齢者等の介護・介助の基本
- ④ 施術中に起こりやすい事故とその防止策
- ⑤ 対象者の状況に応じた移動、移乗、座り方と留意点
- ⑥ 対象者の状況に応じた理美容サービスの方法と施術上の留意点
- ⑦ 事故への対処の基本

(5) ネイルケア(ハンドケア・フットケア)の必要性

高齢になると関節の変形が進行していることも多く、筋肉が弱くなって関節の動きも硬くなり、自分の足に手が届かない、爪が切れないという高齢者も多くなる。また、爪も肥厚して切りにくくなり、巻き爪などの変形も起こしやすくなる。

身体の抵抗力も弱くなるので、わずかな傷でも雑菌などが入りやすくなり、爪を切る時には細心の注意が必要である。皮膚も水分、脂分が少なくなり乾燥して、角化しやすくなる。

これらの爪、皮膚の状態を高齢者自身がケアすることが非常に困難である。

爪を含めた手足の清潔が保持されないと皮膚や粘膜の機能を低下させるだけでなく、掻痒感や悪臭などで本人のみならず周囲の人々まで不快にさせてしまう。

そこで、清潔の介助を行って皮膚の生理的機能を円滑にし、新陳代謝を高めてさまざまな感染を防ぐという生活の基礎となる部分を整えるケアがきわめて重要である。このケアにより、気分爽快となり食欲が高まるなど精神的な効果も大きく、かなりの満足感を味わうことができる。

したがって、ハンドケア・フットケアの必要性はむしろ高齢者にこそあるといえる。

料金や施術に要する時間等の問題があって、理美容のサービスメニューとしての要望は殆んどなく、そのケアは、通常ホームヘルパーや介護者が行っているが、簡便な施術の方法の開発を含めて普及に向けての取り組みは課題である。

(6) その他

福祉の理念からいえば、人は、その人らしいライフスタイルが維持できるようその人の「自己選択」「自己決定」という自立を尊重し、QOL(生活の質・人生の質)の向上にむけて社

会が支援することが重要である。

訪問理美容も高齢者や障害者の社会生活の質的向上に必要な役割を持つものであり、今後、業界が要介護高齢者等に対する訪問理美容を業として推進するに当たっては、「寝たきり高齢者」への理美容施術は、シャンプーやパーマ、ヘア・ダイ等も含めて十分に可能なかどうかなど、もっと論議のうえ吟味・検討する必要がある。

また、重度・最重度障害者の場合等対象者の状態に応じた、健常者の場合とは異なった理美容サービスメニューやそれらの技術、ノウハウ等についても、引き続き研究・開発の努力が望まれる。

さらに、独居高齢者を訪問する場合の心得や必要なチェック事項、近隣の民生委員、地域の保健婦等との連携、異常時の医療関連機関への連絡手続きといったことも課題といえる。

なお、訪問理美容にかかる課題とは別だが、高齢者、障害者が例えば車椅子等でも理容所・美容所にこられるように「理容所・美容所への来店の可能性」を高めるバリアフリー化に、についても、事業者及び業界においてさらに努力する必要があるといえる。

2. 実施者の養成等

(1) 実施者研修・講習の必要性

要介護高齢者は、概して各臓器の機能老化により予備力が低下している上に脳血管障害、骨粗鬆症、慢性関節リウマチ、パーキンソン病などの基礎疾患を有している場合が多い。振戦が持続している場合もあり、利用者の首や肩が小刻みに動き、カミソリを使う時に危険がある。

これらの疾病や疾病から生じる痴呆、麻痺、疼痛などの障害を正しく理解して施術を行う必要がある。

また、皮膚の弾力性の低下や血行不良のため傷ができやすいうえに、老人性掻痒症の高齢者も多く、引っ掻き傷がみられることも少なくない。防衛反応の低下もあって感染しやすく、治癒しにくいのも特徴である。

このため、理美容師の手洗いなど清潔への留意をおこたると理美容師自身が感染源になる危険性もある。

さらに、シャンプー台への誘導や移乗時の転落・転倒や骨折、頸部の過伸展保持による脳の血流障害、同一姿勢保持による麻痺側の血流障害や腰背部の過伸展による腰痛等も考えられる。

要介護高齢者等への理美容サービスを安全かつ適切に実施するうえで、理美容師自身が高齢者等に関するこうした事柄の理解や介護、介助の基本、施術上の留意点といった知識の習得は不可欠である。

訪問理美容は、安全、快適、効率といった観点から保健婦、ホームヘルパー等の付き添いによるチームとして実施されるのが望ましいわけであるが、ホームヘルパー等任せというだけでなく、自ら知識として習得しておくことによって、いろいろな不安を持ちながら施術に

当たるといふことはなくなる。

この意味で訪問理美容実施者研修・講習の必要性は大きい。

なお、このたびの訪問理美容実施者講習会は、日程等の都合上、その実施に際しての必要最小限のカリキュラムと時間での講習であった。

しかし今後は、「コミュニケーション話法」や「車椅子の使用法」、「車椅子での施術の実際と留意点」といった事項も含めて講習カリキュラムの一層の充実を図るとともに、できればこの研修・講習を理・美容業環境衛生同業組合における組合員に対する指導・啓蒙事業の一環として位置づけて、体系的かつ継続的に実施していく必要がある。

また、こうした研修・講習の実施と合わせて、訪問理美容実施者の参考資料として別途、この研修・講習の内容をベースとしたハンディタイプのマニュアルなどを作成するのも効果的であろうと思われる。

(2) 実施者の登録

人口の高齢化が進み、訪問理美容を必要とする要介護高齢者が確実に増加する情勢のなかで、業界としては、できるだけ多くの理美容業者が訪問理美容に参加する態勢を推進していく必要がある。

理・美容業環境衛生同業組合が、訪問理美容対象者の状況の特殊性や特質等を踏まえて、適切な施術と対応等に関する研修・講習を継続的に実施することや理・美容師のホームヘルパー資格取得についての積極的指導・支援なども、そのステップとして必要な方策の一つであるといえる。

また、当面訪問理美容は、理・美容業環境衛生同業組合を軸としてその主導で推進するのが望ましいと思われるが、こうした研修・講習の受講終了者については、修了証の交付や訪問理美容実施適格者としての同業組合への登録といったことなど、その位置づけや仕組みを整備していくことも必要と考えられる。